

生駒市教育委員会規則第 1 号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（内部組織）

第 2 条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

部名	課名		係名
教育総務部	教育総務課		庶務係 学務係
	教育指導課		指導係
	学校給食センター		給食係
生涯学習部	生涯学習課		生涯学習係 事業推進係 文化振興係 青少年係
	施設管理課	(中央公民館)	施設運営係 地区公民館係
		(芸術会館)	
		(南コミュニティセンター)	管理係
		(北コミュニティセンター)	管理係
	図書会館		管理係 図書係 図書館南分館係 図書館北分館係 中央公民館図書室係
	スポーツ振興課		スポーツ振興係

第 3 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（事務分掌）

第 3 条 課及び係の事務分掌は、別表のとおりとする。

第 4 条から第 11 条までを削る。

第 12 条中「第 3 条から前条まで」を「別表」に改め、「（学校給食センタ

一、中央公民館、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター及び図書館を含む。以下同じ。)」を削り、同条を第4条とし、第13条から第15条までを8条ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「、中央公民館、南コミュニティセンター及び北コミュニティセンターにあつては館長」を削り、同条を第8条とする。

第16条の2を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設長及び課長補佐)

第10条 中央公民館、芸術会館、南コミュニティセンター及び北コミュニティセンターに施設長として館長を置く。

2 館長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課に課長補佐(学校給食センターにあつては副所長、図書館にあつては副会館長。以下同じ。)を置くことができる。

4 課長補佐は、課長及び主幹を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第17条を削り、第17条の2を第11条とし、第18条を第12条とし、第19条を第13条とする。

第20条第6項中「課長補佐」の次に「(施設管理課にあつては、館長)」を加え、同条を第14条とし、第21条を第15条とし、第22条を第16条とする。

第23条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第17条とし、第24条を第18条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

1 教育総務部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</li> <li>(3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。</li> <li>(4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。</li> <li>(5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。</li> <li>(6) 儀式及び賞罰に関すること。</li> <li>(7) 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。</li> <li>(8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。</li> <li>(9) 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。</li> <li>(11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関すること。</li> <li>(12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。</li> <li>(13) 通園通学路の安全対策に関すること。</li> <li>(14) その他学校施設に関すること。</li> <li>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</li> <li>(16) 事務局、部及び課の庶務に関すること。</li> <li>(17) 部内の他課の所管に属さないこと。</li> </ul>
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</li> <li>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</li> <li>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</li> <li>(4) 学級編成に関すること。</li> <li>(5) 教科書の給付に関すること。</li> <li>(6) 学校の管理運営に関すること。</li> <li>(7) 就学援助奨励に関すること。</li> <li>(8) 幼児の入退園、保育料、入園料等に関すること。</li> <li>(9) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</li> <li>(10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</li> <li>(11) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</li> <li>(12) その他学校教育に関すること(教育指導課の所管に属するものを除く。)</li> </ul>
教育指導課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。</li> <li>(4) 就学指導に関すること。</li> <li>(5) 青少年相談に関すること。</li> <li>(6) 教育相談に関すること。</li> <li>(7) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。</li> <li>(8) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</li> <li>(9) 教育研究資料の編集等に関すること。</li> <li>(10) 教職員の研修に関すること。</li> <li>(11) 公立学校職員共済組合に関すること。</li> <li>(12) その他学校教育指導に関すること。</li> </ul>
学校給食センター	給食係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</li> <li>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</li> <li>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</li> <li>(4) 給食材料の購入計画に関すること。</li> <li>(5) 給食材料の検査及び保管に関すること。</li> <li>(6) 調理の指導に関すること。</li> <li>(7) 学校給食センターの管理運営に関すること。</li> <li>(8) その他学校給食に関すること。</li> </ul>

## 2 生涯学習部

課名	係名	事務分掌
生涯学習課	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の基本計画に関すること。</li> <li>(2) 社会教育委員に関すること。</li> <li>(3) 生涯学習の振興に係る施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(4) 生涯学習の振興に係る関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 生涯学習推進連絡会に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の指導者養成に関すること。</li> <li>(7) 社会教育に係る人権教育の推進に関すること。</li> <li>(8) 学校施設開放に関すること。</li> <li>(9) 生駒市コミュニティセンターの管理運営に関すること。</li> <li>(10) その他生涯学習に関すること。</li> <li>(11) 部及び課の庶務に関すること。</li> <li>(12) 部内の他課の所管に属さないこと。</li> </ul>
	事業推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成人教育事業の企画及び運営に関すること（高齢者教育及び図書館事業の企画及び運営に関するものを除く。）。</li> </ul>

			(2) 課が行う生涯学習関連事業との連携に関すること。 (3) 施設管理課の所管に属する施設の事業の企画及び運営に関すること。
	文化振興係		(1) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) その他芸術及び文化の振興に関すること（事業推進係の所管に属するものを除く。）。
	青少年係		(1) 青少年関係団体の指導育成に関すること。 (2) 青少年健全育成に関すること。 (3) その他青少年に関すること。
施設管理課	(中央公民館)	施設運営係	(1) 課の所管に属する施設の維持管理に関する総合的な調整及び対策に関すること。 (2) 公民館(鹿ノ台地区公民館及び東地区公民館を除く。)の管理に関すること。 (3) 生駒市市民ホール別館の管理に関すること。 (4) 高齢者教育の企画及び運営に関すること。 (5) 中央公民館の庶務に関すること。
		地区公民館係	(1) 鹿ノ台地区公民館の管理に関すること。
	(芸術会館)		(1) 芸術会館の管理に関すること。
	(南コミュニティセンター)	管理係	(1) 南コミュニティセンターせせらぎの管理に関すること。
	(北コミュニティセンター)	管理係	(1) 北コミュニティセンターI S T Aはばたきの管理に関すること。
図書会館		管理係	(1) 視聴覚教育に関すること。 (2) 東地区公民館及び生駒市市民ホールの管理に関すること。 (3) その他図書会館の管理に関すること。 (4) 図書会館の庶務に関すること。
		図書係	(1) 図書館事業(分館に係るものを含む。)及び中央公民館図書室の事業の企画及び運営に関すること。 (2) 図書館資料(分館に係るものを含む。)及び中央公民館図書室の資料並びに視聴覚資料の収集、整理及び活用に関すること。 (3) 図書館奉仕(分館に係るものを含む。)及び中央公民館図書室の奉仕に関すること。 (4) 鹿ノ台地区公民館図書室に係る次に掲げる事務 ア 図書室の事業の企画及び運営に関すること。

		<p>イ 図書室の資料の収集、整理及び活用に関すること。</p> <p>ウ 図書室の奉仕に関すること。</p>
	図書館南分館係	<p>(1) 生駒市図書館南分館に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 図書館事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>イ 図書館資料の収集、整理及び活用に関すること。</p> <p>ウ 図書館奉仕に関すること。</p>
	図書館北分館係	<p>(1) 生駒市図書館北分館に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 図書館事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>イ 図書館資料及び視聴覚資料の収集、整理及び活用に関すること。</p> <p>ウ 図書館奉仕に関すること。</p>
	中央公民館図書室係	<p>(1) 中央公民館図書室に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 図書室の事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>イ 図書室の資料の収集、整理及び活用に関すること。</p> <p>ウ 図書室の奉仕に関すること。</p>
スポーツ振興課	スポーツ振興係	<p>(1) 社会体育の基本計画に関すること。</p> <p>(2) スポーツ振興審議会に関すること。</p> <p>(3) 体育指導委員に関すること。</p> <p>(4) スポーツ及びレクリエーション活動の企画及び実施に関すること。</p> <p>(5) 社会体育施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(6) 学校体育施設開放事業に関すること。</p> <p>(7) スポーツ団体の指導育成に関すること。</p> <p>(8) スポーツの指導者の指導育成及び確保に関すること。</p> <p>(9) その他社会体育に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。